

石川県立盲学校 運動部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) 健康の保持増進のために体力の向上を図り、明るく豊かで活力あふれる生活を営む態度を育成する。
- (2) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための資質や能力を育成する。
- (3) 生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに互いに協力し合って友情を深めるなどの好ましい人間関係の形成に努める。
- (4) 県教育委員会の方針を遵守する。

2 本年度の運動部活動

- (1) 休養日及び活動時間について（原則及び通常練習の設定）

- ① 活動日 平日：火曜日及び木曜日の放課後
休日：活動が必要と認める場合（但し、休日2日連続の活動は不可）
- ② 活動時間 平日：15：30～17：00
休日：3時間以内
- ③ その他 定期考査1週間前（休日を含む）は活動を行わない。
上記①、②の原則を超える場合は、事前に校長の許可を得ること。

- (2) 大会参加、県外遠征等

- ・北信越（全国）盲学校フロアバレーボール大会、北信越盲学校サウンドテーブルテニス大会、県（全国）障害者スポーツ大会等を主な参加大会とする。
- ・上記以外の大会への参加回数の上限を年間5回とし、参加する場合は大会参加等許可書を提出すること。
- ・県外へ遠征する場合、年間2回を上限とする。
- ・上記の原則を超える場合は事前に校長の許可を得ること。

3 その他

- (1) 活動計画や活動内容には生徒の意見も取り入れる。
- (2) 生徒会から転配される部費の取扱については適正な会計報告を行う。
- (3) 県外遠征や大会参加の際には保護者承諾書を学校に提出する。
- (4) 必要に応じて顧問会議を開催する。
- (5) 別途必要なことが生じた場合は校長の承認を得る。